

使用料の減免について

身体・療育・精神障がい者手帳の交付を受けたもの（対象者）とその介護者が使用する場合は使用料の 5 割を免除します

交流棟使用の場合

- ① 対象者がおおむね過半数以上の、全使用料の 5 割減免
- ② 障がい者の福祉向上を目的とした団体が主催する非営利目的の大会等の使用には対象者が 1 名以上参加する場合、全使用料の 5 割減免

宿泊棟使用の場合・・・非営利目的の団体の対象者の宿泊料の 5 割減免

《手続き》

1. 事務所にお問い合わせいただき、「使用承認申請書」と合わせて当館指定の「出雲国際交流会館使用料還付請求書」を提出してください。申請書は原則として申込時に使用承認申請書と合わせてと提出いただく必要があります。
(FAX 提出の場合は当日必ず原本を持参ください)
2. 対象者の確認のため提出時に手帳のコピーを添付されるか、当日職員が手帳の有無を確認します。明らかに目視で確認できる場合はこの限りではありませんのでお問合せください。
3. 減免額を計算し「出雲国際交流会館使用料還付決定通知書」を発行します。
4. 使用料の全額支払いの後、還付分を指定口座への振込みするか、相殺した 5 割分の使用料を現金でお支払いただきます。